

滋賀県登録者の介護支援専門員証の

更新手続きについてのご案内(令和8年2月作成)

【読み進める前に】

お手元に「介護支援専門員証」を準備し、

「有効期間満了日」と下記(1)(2)を必ずご確認ください。

(1) 滋賀県で介護支援専門員の登録を受けていますか？

- 滋賀県知事印が押印された介護支援専門員証(以下「証」という。)をお持ちの方は、滋賀県で登録されています。

はい	続いて(2)をご確認ください。
いいえ	更新や研修については登録地の都道府県にお問い合わせください。

(2) 証の更新に必要な研修を修了していますか？

- 証の有効期間は5年です。介護支援専門員業務を継続するには、証を更新する必要があります。
- 証を更新するには、証の有効期間内に、①更新に必要な研修(以下「更新研修」という。)を修了し、②証の更新申請を行う必要があります。

はい	(P11～)受講対象となる研修を確認し、当該研修を現在の証の有効期間内に修了しているかご確認ください。修了している場合は、更新可能です。(P4～)の更新申請を行ってください。
いいえ	(P11～)受講対象となる研修を確認し、証の有効期間内に研修を修了してください。研修修了後、(P4～)の更新申請を行ってください。

もくじ

1. 更新に必要な研修

- (1) はじめに …P1
- (2) 研修案内、申込について
- (3) 修了証明書の取り扱い
- (4) 研修申込から修了までの流れ …P2
- (5) 研修スケジュール …P3
- (6) ご注意ください

2. 証の更新について

- (1) はじめに …P4
- (2) 提出時の留意事項
- (3) 提出書類 …P5
- (4) 提出方法 …P6
- (5) 新しい介護支援専門員証の交付
- (6) 更新後の証の有効期間満了日
- (7) 主任更新研修を修了した方
- (8) 登録事項に変更(住所、氏名)がある場合 …P7
- (9) お問い合わせ先

3. 令和8年度研修予定など

- 「令和8年度 介護支援専門員研修スケジュール」 …P8
- 「令和8年度 滋賀県介護支援専門員法定研修一覧」 …P9
- 「介護支援専門員の更新フローチャート」 …P11
- 「別表1 主任更新研修 受講要件」 …P13
- 「教育訓練給付制度チラシ」 …P17
- 「重要なお知らせ」 滋賀県収入証紙の廃止について …P19

1. 更新に必要な研修

(1)はじめに

- 介護支援専門員証(以下「証」という。)の有効期間を更新するには、現在お持ちの証の有効期間内に、①更新に必要な研修(以下「更新研修」という。)を修了し、②証の更新申請を行う必要があります。
- 過去の研修履歴や介護支援専門員としての業務期間によって受講対象となる研修が異なります。
- 研修一覧(P9)やフローチャート(P11)を確認いただき、ご自身がどの研修の対象となるのかをご確認のうえ、お申し込みください。
- 滋賀県登録の方や証の有効期間満了日が近い方を優先して受講決定します。定員が超過する等の場合、有効期間に余裕がある方は受講をお断りすることがあります。

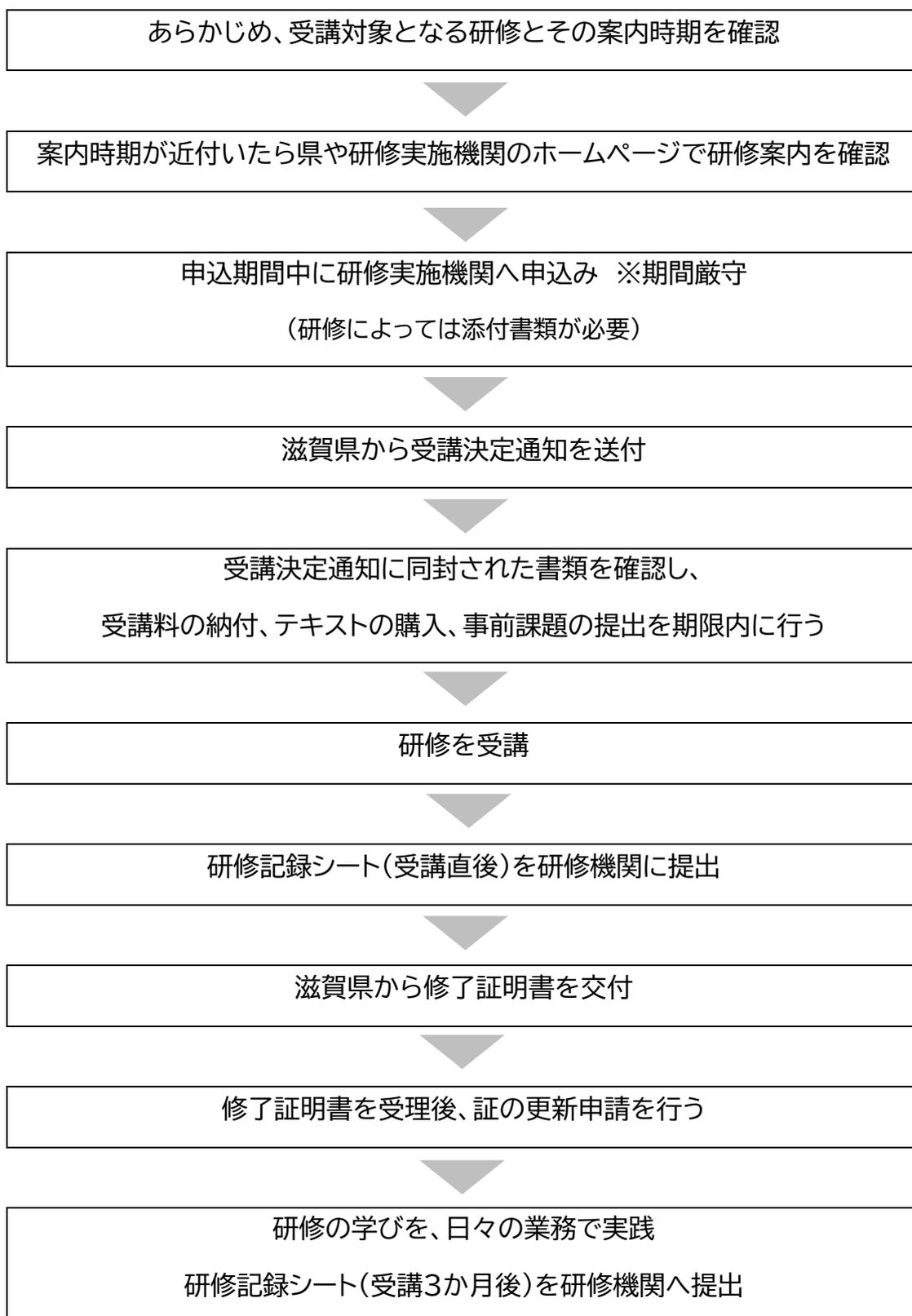
(2)研修案内、申込について

- 各研修の開催案内は、随時、県および研修実施機関のホームページ等に掲載します。案内の個別送付は行っておりません。各自でホームページ等をご確認いただき、研修申込期間中にもれなくお申込みください。
- おおよその申込期間は P8以降に掲載しています。詳細は決まり次第、随時ホームページでご案内いたします。
- インターネットがご使用いただけない場合、案内を郵送いたしますので当課までご連絡ください。

(3)修了証明書の取り扱い

- 研修の全科目を修了しなければ修了証明書は交付できません。
- 令和6年度より、研修修了日(修了証明書交付日)は、研修最終日(未修了科目の補講がある場合は補講日も含めた研修最終日)となっています。
- 研修記録シートは受講直後と研修修了後3か月後に提出が必要です。提出されなかった場合、研修修了を取り消しますので、必ずご提出ください。

(4)研修申込から修了までの流れ



(5)研修スケジュール

- 研修案内・申込時期について、研修の区分ごとにまとめて募集します。コースごとの募集は行いませんのでご注意ください。

(例)

専門課程Ⅱ	募集期間
Aコース(5～7月)	4月 (同時募集)
Bコース(5～7月)	
Cコース(6～7月)	
Dコース(8～10月)	
Eコース(10～12月)	

 研修開始月が異なっても、募集は同時。

- 研修案内の時期や申込期間等のおおまかなスケジュールは、(P8～)を参照ください。詳細は決まり次第、滋賀県ホームページに掲載します。

(6)ご注意ください

- 同年度内に専門課程ⅠとⅡを両方受講予定の方は、専門課程Ⅰの最終日より前に専門課程Ⅱが始まらないように注意して申し込んでください。
- 専門課程Ⅰ受講対象の方へ、専門課程Ⅰの修了だけでは証の更新はできません。専門課程Ⅱの受講を忘れないようにご注意ください。
- すべての研修が同時募集です。コースごとの募集は行いませんので、申し込み忘れのないようご注意ください。(特に、専門課程Ⅱ受講予定の方は要注意です!)
- 証の有効期間内に余裕をもって修了できるコースでお申し込みください。
- 研修修了後、更新申請を忘れないようにご注意ください。

2. 証の更新について

(1)はじめに

- 証を更新するには、現在お持ちの証の有効期間内に、①更新研修を修了し、②証の更新申請を行う必要があります。更新研修が未修了の方は、先に研修を受講してください。(P1)
- 証の有効期間の更新には申請が必要です。研修を修了しただけでは更新されません。研修修了後はすみやかに必要書類を揃え、滋賀県医療福祉推進課までご申請ください。有効期間を過ぎた場合、申請は受け付けません。
- 更新申請の受付期間は、有効期間満了日の1年前から1ヵ月前までです。(証の有効期間満了日の1ヵ月前を過ぎている場合、証の有効期間内に至急申請してください。)
- 更新研修を修了していても、有効期間内に更新申請がなされなかった場合、証は失効します。証失効後、介護支援専門員業務に就くことはできません。

(2)提出時の留意事項

- 氏名は楷書で外字も正確にご記入ください。
(例)「崎・崎」、「西・面」、「吉・吉」等
- 住所や氏名に変更がある場合、登録事項の変更手続きが必要です。詳しくは P7 「(8)登録事項に変更(住所、氏名)がある場合」を参照ください。
- 「特定記録」または「簡易書留」による郵送にてご提出ください。
- 新しい証がお手元に届くまでに1ヵ月以上かかる場合があります。申請前に、現在の証の写しを取り、新しい証が届くまでお手元に控えておいてください。

(3)提出書類

- 次の(ア)から(カ)まですべての書類等の提出が必要です。

(ア) (様式第3号)介護支援専門員証交付申請書(有効期間の更新)
(イ) 顔写真(同じものを2枚)(ﾀｲﾌﾟ3cm×332.4cm) ・申請前6か月以内に撮影したものが有効です。 ・裏面に介護支援専門員の登録番号と氏名を記入してください。 ・1枚はアの写真貼付欄に貼付、もう1枚は傷がつかないようにしてください。
(ウ) 滋賀県手数料 1,600 円 ・令和8年3月31日で滋賀県収入証紙が廃止となります。 ・令和8年4月1日以降の支払い方法は県ホームページをご確認ください。
(エ) 介護支援専門員証の原本
(オ) 研修の修了証明書の写し ・今回の更新にあたり受講した研修の修了証明書の写しを添付 ・専門課程Ⅰと専門課程Ⅱを受講した方は、両方の修了証明書が必要です。
(カ) マイナンバー関係書類(A.番号確認書類と B.身元確認書類)

- 滋賀県医療福祉推進課のホームページより申請様式をダウンロードできます。インターネットがお使いいただけない場合、医療福祉推進課までご連絡ください。

○滋賀県ホームページ

県民の方 > 健康・医療・福祉 > 高齢者福祉・介護 >

介護支援専門員について > 介護支援専門員証の更新



<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/koureisya/306802.html>

(4)提出方法

- 提出書類一式を、「特定記録」または「簡易書留」による郵送にて、下記連絡先へご提出ください。

<提出先> 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県健康医療福祉部 医療福祉推進課 介護・福祉人材確保係 あて

(5)新しい介護支援専門員証の交付

- 申請書の受付順に交付いたします。申請の状況によっては、新しい証がお手元に届くまでに1~2ヵ月程度かかる場合がありますのでご了承ください。
- 「特定記録郵便」で登録住所あてに送付します。

(6)更新後の証の有効期間満了日

- 更新後の証の有効期間は、申請書の受理日や証の交付日に関わらず、現在の有効期間満了日の翌日から起算して5年を経過する日となります。

(例)現在の有効期間満了日が、令和9年(2027年)3月31日の場合

更新後の有効期間満了日は、令和14年(2032年)3月31日

※主任介護支援専門員更新研修(以下「主任更新研修」という。)を修了した場合の取扱いは、「(7)主任更新研修を修了した方」をご参照ください。

(7)主任更新研修を修了した方

- 主任更新研修の修了者は、証の更新に必要な研修(更新研修)を修了したとみなされます。研修修了後、証の更新のお手続きを忘れないようにご注意ください。
- 主任更新研修修了者の証の有効期間は、原則として、主任の有効期間と置き換えて交付する(以下「置換交付」という。)こととされています。
⇒簡単に言うと、証の有効期間と主任の有効期間をそろえること。
⇒置換交付ができる人とできない人がいます。
- 置換交付について、主任更新研修のオリエンテーションで詳細を説明していますので、ご確認ください。

(8)登録事項に変更(住所、氏名)がある場合

- 登録事項(住所、氏名)に変更のある場合には、P5「(3)提出書類」に併せて次の書類を提出してください。

(ア)(様式第5号)介護支援専門員証登録事項変更届(手数料不要)

様式は県ホームページからダウンロードできます。⇒



(イ)「戸籍抄本」(※氏名に変更がある場合のみ)

(9)お問い合わせ先

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県健康医療福祉部 医療福祉推進課 介護・福祉人材確保係

TEL:077-528-3597 FAX:077-528-4851

(お問い合わせ受付時間 平日9:00~17:00)

各種手続きおよび必要様式はホームページに掲載しています。

○滋賀県公式ホームページ

県民の方 > 健康医療福祉 > 高齢者福祉・介護 >

注目情報「介護支援専門員について」



<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/koureisya/306759.html>

3. 令和8年度研修予定など

次ページ

令和8年度 介護支援専門員研修スケジュール

*詳細は、各研修の開催案内にてご確認ください。

R8.2月時点

研修名	コース	定員(名)	R7.3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7.1月	2月	3月
専門課程Ⅰ 【56時間】 (3コース)	Aコース (全会場)	100		受講申し込み		全会場									
	Bコース(草津会場) (一部オンデマンド)	100		受講可否通知		オンデマンド+会場									
	Cコース(彦根会場) (一部草津会場 一部オンデマンド)	50			オンデマンド+彦根会場										
専門課程Ⅱ 【32時間】 (5コース)	Aコース(土曜) (全会場)	100		※全コース同時募集			(事例提出締切)	全会場							
	Bコース(彦根会場) (一部オンデマンド)	50		受講申し込み			(事例提出締切)	オンデマンド+彦根会場							
	Cコース(草津会場) (一部オンデマンド)	100				受講可否通知		オンデマンド+会場							
	Dコース(草津会場) (一部オンデマンド)	100					(事例提出締切)								
	Eコース(彦根会場) (一部オンデマンド)	50												オンデマンド+会場	
更新研修Ⅱ・ 再研修 【55時間】 (2コース)	平日コース (全会場もしくは一部オンデ マンド)	100			受講申し込み		受講可否通知	オンデマンド+会場							
	休日コース (一部オンデマンド)	100						オンデマンド+会場							
主任研修【70時間】 (一部オンデマンド)		100						受講可否通知							
								し受講 申込み							オンデマンド+会場
主任更新研修 【46時間】 (2コース)	Aコース	75			受講申し込み		受講可否通知								
	Bコース	75					(事例提出締切)								
実務研修 【91時間+実習 (3日程度)あり】 (4コース)	Aコース(平日) (全会場)	合格者													全会場
	Bコース(平日) (一部オンデマンド/草津)	合格者													オンデマンド+会場
	Cコース(平日) (一部オンデマンド/彦根)	合格者													実習(3日程度) オンデマンド+彦根会場
	Dコース(休日) (一部オンデマンド)	合格者													オンデマンド+会場

令和8年度滋賀県介護支援専門員法定研修一覧 (令和8年2月時点)

研修名	コース	実施時期	案内時期	定員	受講対象者	時間数	受講料	実施機関
実務研修	平日コース (会場 15 日間もしくは一部 ワグマド会場 10 日間・実習 3 日程度)	12～3 月	10 月	合格者	○実務研修受講試験の合格者	91 時間 + 実習	45,500 円	滋賀県社会 福祉協議会 (滋賀県社会 福祉研修 センター)
	休日コース (一部ワグマド・会場 10 日・ 実習 3 日程度)	12～3 月						
現任研修	A コース (草津会場 9 日間)	5～7 月	3 月 中旬	100 名	○実務現任者 (現在、介護支援専門員業務に従 事している者) で、証の有効期間内に実務経 験が専門課程 I では 6 ヶ月以上、専門課程 II では概ね 3 年ある者	※現任研修または更新研 修 I を受講する方のうち、 下記⑦～⑨に該当する方 は、専門課程 I と専門課程 II の両方を受講する必要 があります。 ⑦今回、初めての更新 ⑧前回、更新研修 II (実 務未経験者) を受講 ⑨前回、再研修を受講 ※前回の更新時に専門課 程 II を受講した方は、専門 課程 I は受講不要です。専 門課程 II のみを受講して ください。	28,000 円	
	B コース (一部オンデマン ド・草津会場 7 日間)	5～7 月		100 名				
	C コース (一部ワグマド・草津 会場 2 日・彦根会場 5 日間)	6～7 月		50 名				
	A コース (土曜) (草津会場 6 日間)	8～10 月	※全コース同時募集	100 名				
	B コース (一部ワグマド・ 彦根会場 4 日間)			50 名				
	C コース (一部ワグマド・ 草津会場 4 日間)			100 名				
D コース (一部ワグマド・ 草津会場 4 日間)	9 月下旬 ～12 月		100 名					
E コース (一部ワグマド・彦 根会場 4 日間)			50 名					
更新研修 I (実務経験者)	現任研修の専門課程 I に準ずる				○実務現任者で、証の有効期間内に実務経験 6 ヶ月 (専門課程 II は概ね 3 年) に満たないが、令和 9 年 12 月 31 日までに有効期間満了日を迎える者	現任研修の専 門課程 I に準 ずる	16,000 円	
	現任研修の専門課程 II に準ずる				○実務経験者 (今は現任でないが、証の有効期間内に 実務経験が 1 カ月以上ある者) で、令和 9 年 12 月 31 日までに有効期間満了日を迎える者	現任研修の専 門課程 II に準 ずる		
更新研修 II (実務未経験者) ※③	平日コース (更新研修 II と再研修は同時 開催。草津会場 9 日間もしくは 一部オンデマンド・草津会 場 6 日間)	7 月下旬 ～10 月	5 月 中旬	各 100 名	○証の有効期間内に実務経験がない (実務経験 1 か月未満) 者で、 有効期間満了日の概ね 1 年前の者	55 時間	27,500 円	
	休日コース (更新研修 II と再研修は同時 開催。一部オンデマンド・草 津会場 6 日間)				○有効期間満了者で、再度、証の交付を受ける者 ○登録から 5 年以上経過後、証の交付を受ける者			
再研修 ※④					○主任介護支援専門員の資格を取得する者 (取得を希望する者)	70 時間	35,000 円	
主任研修	平日コース (一部オンデマンド・会場 9 日間)	10 月下旬～ 3 月上旬	7 月 下旬	100 名	○主任介護支援専門員の有効期間を更新する者	46 時間 (8 日)	23,000 円	滋賀県介護 支援専門員 連絡協議会
主任更新研修 会場及びオンライン ※⑤	A コース	8～9 月	5 月 下旬	150 名				
	B コース	9～12 月						

令和8年度滋賀県介護支援専門員法定研修一覽

(令和8年2月時点)

※令和8年2月時点の予定ですので変更になる場合もあります。詳細は決まり次第、県および研修実施機関のホームページ(社会福祉研修センターは研修管理システム)に掲載します。以下の注意事項等もご確認ください。

※コースにより一部課目において、オンデマンド形式での受講や会場での講義録画の視聴を含みます。オンデマンド形式とは、インターネット上に配信された講義動画を、定められた期間内で自由な時間にアクセスし視聴できる配信形式です。インターネット環境やパソコン等端末は各自でご準備ください。動画は、データ容量が大きくなるため、通信環境の整った場所での利用をお勧めします。

※オンデマンド受講の場合は、会場での受講日数は変わりますが、受講時間数に変更はありません。詳細は、募集時の実施要項にてご確認ください。

※コースにより、受講者数が定員を大きく下回る場合は、他のコースと合同で行う場合があります。

※現任研修・更新研修Ⅰは、滋賀県登録の方や証の有効期間満了日が近い方を優先して受講決定します。定員を超過する等の場合、証の有効期間に余裕がある方は受講をお断りする場合があります。あらかじめご了承ください。

※更新研修Ⅱ・再研修は、介護支援専門員業務に従事予定の方、及び滋賀県登録の方や証の有効期間満了日が近い方を優先して受講決定します。定員を超過する等の場合、証の有効期間に余裕がある方は受講をお断りする場合があります。あらかじめご了承ください。

※主任研修以外は、受講料の他に別途テキスト代が必要ですが、

※【フローチャート】(p11)と合わせてご確認ください。

1. 研修の案内等

各研修の開催案内は、随時、県および研修実施機関のホームページ等に掲載します。案内の個別送付は行っておりませんので、各自でホームページ等をご確認いただき、研修申込期間中にもれなくお申込みいただきますようお願いいたします。

なお、研修の申込時期等、研修の詳細は、決まり次第、随時ホームページでご案内いたします。ご自宅インターネットがご使用いただけない場合、案内を郵送いたしますので当課までご連絡ください。

2. 研修の受講地

原則として、介護支援専門員の登録を行っている都道府県です。他の都道府県で受講する場合、研修の受講地変更の手続が必要です。手続方法は、登録地の都道府県にご確認ください(滋賀県登録の場合、下記の問合せ先までご連絡ください)。

3. 研修の修了日

研修の全科目を修了しなければ、修了証明書は交付されません。令和6年度より、研修修了日(修了証明書交付日)は、原則として研修最終日(未修了科目の補講がある場合は補講日も含めた研修最終日)となります。

研修記録シートは研修最終日から概ね3か月後に必ずご提出ください。証の有効期間内に余裕をもって修了できるコースでお申し込みください。

4. 主任介護支援専門員研修の受講要件

利用者の自立支援に資するケアマネジメンが実践できている者(研修申込時に居宅サービス計画等を提出していただきます)であり、**専門課程Ⅰおよび専門課程Ⅱを修了し、次の①～④のいずれかに該当する者**です。

① 専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年以上(指定居宅介護支援事業所における常勤専従の管理者との兼務期間は算定可)

② ケアマネジメントリナー養成研修修了者又は認定ケアマネジャーであって専任として従事した期間が通算3年以上(管理者との兼務期間は算定可)

③ 主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者

④ その他、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者(県が適当と認めらる者)

5. 主任介護支援専門員更新研修の受講要件

次の①～⑦のいずれかに該当する者です。主任介護支援専門員の有効期間満了日の概ね2年前から受講できます。(詳細は別表1をご覧ください。)

① 介護支援専門員法定研修の企画や、講師・ファシリテーターの経験がある者(1回でも可)

② 地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者

③ 日本ケアマネジメント学会および介護支援専門員連絡協議会(日本協会、近畿、県)が主催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者(共同研究者は非該当)

④ 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー

⑤ 介護支援専門員実務研修の実習指導者の実績がある者(主担当のみ対象)

⑥ 滋賀県主任介護支援専門員地域同行型実地研修をアドバイザーとして受講した者

⑦ 主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、県が適当と認める者

【主任更新研修受講要件に関する注意事項】

※各要件は、令和8年度を含め過去5年の間のうち研修申込時点までに満たすもののみ有効です。なお、2回目の主任更新研修を受講する方は、前回の主任更新研修修了日以降から研修申込時点までに満たすもののみ有効です。

※要件②について、研修の回数(毎年4回以上)が理想ですが、特定の年(例：1月～12月、8月～7月等)に4回以上で可です。何日間が長く研修は1日を1回と数えます。

※令和7年度から、1回の研修が1時間以上であることが要件となりました。また、情報提供や報告事項と同時に開催される研修においては、合計時間ではなく、介護支援専門員の資質向上のための内容である研修が1時間以上である場合に要件を満たします。

※要件②について、研修として認めるのは、介護支援専門員連絡協議会(日本協会、近畿、県、圏域ブロック)、日本ケアマネジメント学会、地域包括支援センター・国・県・市町、社会福祉協議会等が実施する介護支援専門員を主な対象とするものであり、介護支援専門員業務の質の向上に真に資するもののみです。

※要件②の非該当となる研修例：地域ケア会議、事例検討会、他法人の居宅介護支援事業所と共同して実施する事例検討会や研修会、事業所内研修、地域包括支援センター職員対象研修(介護予防プログラム作成およびケアマネジメントに関する研修は除く)、多職種を対象とした研修(多職種連携懇談会、多職種連携研究会、多職種連携事例検討会、多職種連携会議等)、市民講座のように専門職向けでない内容のもの、内容が意見交換や情報共有のみの研修

6. 令和8年度主任介護支援専門員更新研修の受講対象者

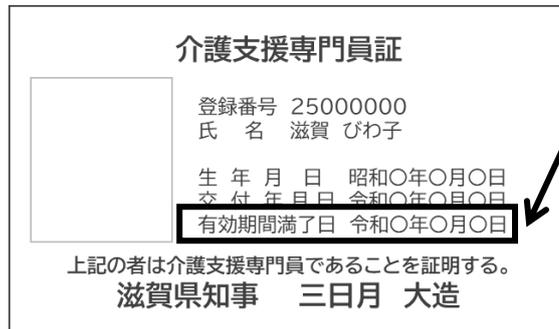
「5. 主任介護支援専門員更新研修の受講要件」を満たす者のうち、①令和5年度までに主任介護支援専門員研修または主任介護支援専門員更新研修を修了した方が対象です。なお、定員を越えた場合、介護支援専門員証や主任介護支援専門員の有効期間満了日が近い方を優先して受講決定させていただきます。

(お問合せ先) 滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課 介護・福祉人材確保係

TEL：077-528-3597 FAX：077-528-4851

【介護支援専門員の更新フローチャート】

介護支援専門員証の「有効期間満了日」を確認して下さい



ここを確認！

証失効後、再度、
証を取得する場合

再研修※④
の修了が必要です

前回の法定研修受講から有効期間満了日までに、
介護支援専門員として実務に従事した経験が 1 か月以上 ありますか？

はい

いいえ

更新研修Ⅱ(実務未経験)※③
の修了が必要です

主任介護支援専門員の有効期間がある

いいえ

はい

前回の更新時、あなたが受けた研修は

実務研修 (今回初めての更新)	専門課程Ⅰ・専門課程Ⅱ
更新研修Ⅱ (実務未経験)	専門課程Ⅱのみ
再研修	

主任を更新しますか

はい

介護支援専門員証の有効期
間満了日までに主任更新研
修を受講することができる

はい

【専門課程Ⅰ】※①
【専門課程Ⅱ】※②
両方の修了が必要です

【専門課程Ⅱ】※②
の修了が必要です

いいえ

【主任更新研修】※⑤
の修了が必要です

※①～⑤の詳細は別紙「令和 8 年度滋賀県介護支援専門員法定研修一覧」を参照(p9～10)

【研修についての注意事項】

- フローチャートは令和8年2月に作成したものです。国の通知等により随時修正し、県ホームページに掲載しますので、各自、必ずご確認ください。
- 研修を修了しただけでは証の有効期間は更新されません。必ず証の更新申請をしてください。
- 専門課程Ⅰの日程が終了していないと専門課程Ⅱの受講はできません。
- 同年度内に専門課程ⅠとⅡの両方を受講する方は、必ず受講される専門課程Ⅰのコース最終日より前に専門課程Ⅱが始まらないように留意してコースを申し込んでください。
- 令和8年度の専門課程Ⅱの申込は全コースまとめて1度だけです。前期・後期に分けて申込はありませんのでご注意ください。
- 介護支援専門員証を更新しなかった場合、有効期間満了後、証は失効となり介護支援専門員の業務に就くことはできません。ただし、介護支援専門員としての登録は残ります。証失効後、再度、介護支援専門員の業務に就くには、「再研修」を修了する必要があります。

【主任更新研修について】

- 「主任更新研修」を修了した方は、証の更新に必要な研修(以下「更新研修」という)を修了したとみなされるため、更新研修の受講が免除されます。この取扱は「主任更新研修」のみであり、「主任研修」を修了しても更新研修は免除されませんのでご注意ください。
- 主任更新研修修了後は介護支援専門員証の更新手続きを行ってください。更新手続きを行わないと証の満了日は更新されません。(主任の満了日は自動更新されます)

【教育訓練給付制度の活用について】

- 滋賀県介護支援専門員法定研修の一部で教育訓練給付制度をご利用いただけます。滋賀県ホームページをご確認いただき、積極的にご活用ください。

【研修および更新に関する手続きについては滋賀県ホームページをご確認ください】
「県民の方」→「健康・医療・福祉」→「高齢者福祉・介護」→注目情報「介護支援専門員について」



別表1 主任更新研修 受講要件 (受講資格番号①～⑥に係る詳細)

受講要件	詳細 (解釈)	提出書類 ※1
①介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者	<p>本年度を含め過去5年間の間(2回目以降の更新の場合は前回の更新後から)、介護支援専門員法定研修(実務研修、現任研修、更新研修Ⅰ・Ⅱ、更新研修Ⅱ、再研修、主任介護支援専門員更新研修等)の企画、講師、ファシリテーターの経験がある者</p>	<p>介護支援専門員法定研修(実務研修、現任研修、更新研修Ⅰ(専門課程Ⅰ・Ⅱ)、更新研修Ⅱ、再研修、主任介護支援専門員更新研修等)に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験等が分かる書類の写し 例…講師依頼文書・研修企画会議録等</p>
②地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者	<p>本年を含め過去5年間(2回目以降の更新の場合は前回の更新後から)、年4回以上参加した者 ・研修の回数は毎年4回以上が望ましいですが、特定の年に4回以上で可です。何日間か続く研修は1日を1回と数えます。特定の年(例:1月～12月、4月～3月、8月～7月、等)に4回以上で可とします。ただし、主任介護支援専門員更新研修の受講申込日までの期間となります。 ※令和7年度から1回の研修が1時間以上であることが要件となり、また、情報提供や報告事項と同様に開催される研修においては、合計時間が1時間以上であることが要件となり、また、情報提供や報告事項と同様に開催される研修が1時間以上である場合に要件を満たします。</p>	<p>・受講証明書の写し(受講証明書が発行されている研修) ※受講証明が発行されていない研修については、研修の内容がわかるもの(研修資料など)の写し、もしくは復命書等の写しに、受講したことを所属先の管理者または上司の方の署名で証明の上、添付してください。 ※所属先の管理者または上司の方の署名で証明については、指定の様式はありませんので、「〇年〇月〇日研修を受講したことを証明します。署名(管理者又は上司の方の直筆の署名)」のように記載してください。</p>
③日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会において、演題発表等の経験がある者	<p>・本年度を含め過去5年間の間(2回目以降の更新の場合は前回の更新後から)、日本ケアマネジメント学会や介護支援専門員連絡協議会(日本協会、近畿、県、圏域ブロック)、日本ケアマネジメント学会、地域包括支援センター・国・県・市・町、社会福祉協議会等が実施した介護支援専門員を主な対象とするもの(例:介護支援専門員業務の質の向上に資するもの)のみとします。 ・非該当となる研修等は、地域包括支援センターが開催する地域ケア会議や事例検討会、他法人が運営する居宅介護支援事業所と共同して開催する事例検討会・研修会、事業所内研修、地域包括支援センター職員対象研修(介護予防プラン作成及びケアマネジメントに関する研修は除く)。また、多職種連携懇談会・多職種連携研究会・多職種連携事例検討会・多職種連携会議及び市民講座のように専門職向けでない内容のもの、内容が意見交換や情報共有のみの研修。 ※新型コロナウイルスの影響により予定していた研修が延期・中止になり、受講要件を満たせなかった者については、既に申込みが済んでおり、名簿等で申込みが確認できる研修に限定して、受講見込みがあったとみなします。</p>	<p>※情報提供や報告事項と同時に開催される研修においては、介護支援専門員の資質向上のための内容である研修が1時間以上だとわかる記載がある研修案内、受講証明書または、当日配付資料次第等。 ※新型コロナウイルスの影響により予定していた研修が延期・中止になり、受講要件を満たせなかった者については、研修の内容・申し込みがわかるもの(開催案内・申込書など)の写しに、申し込みしたことを所属先の管理者または上司の方の署名で証明の上、添付してください。</p>
④日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー	<p>・参考…認定ケアマネジャー制度については平成15年度から認定開始 ※認定ケアマネジャーの資格は、日本ケアマネジメント学会が行う資格試験に合格し登録された翌年度の4月1日より5年間となります。5年ごとに更新が必要で、資格を喪失されている方は受講要件を満たしません。</p>	<p>・当該演題発表等を証する書類の写し 例…当該研究大会に係る抄録・資料集等 ※新型コロナウイルスの影響により予定していた研究大会が延期・中止になり、受講要件を満たせなかった者については、研究大会での演題発表が予定されていたことがわかるもの(開催案内・演題発表申込書・抄録など)の写しに、演題発表が予定されていたことを所属先の管理者または上司の方の署名で証明の上、添付してください。</p>
⑤介護支援専門員実務研修に係る実習指導者の実績がある者	<p>・令和3年～令和7年度介護支援専門員実務研修にて実習担当された方が対象となります。 ・複数名が実習担当された場合、主担当のみが対象となります。 ※前回主任更新研修(又は主任研修)修了年度の翌年度以降から、次回の主任更新研修受講申し込みまでに、実務研修事業所実習を受け入れた事業所の実習担当者が対象となります。</p>	<p>・認定ケアマネジャーを証する書類の写し</p>
⑥滋賀県主任介護支援専門員地域同行型実地研修を受講した者	<p>・令和3年～令和7年度滋賀県主任介護支援専門員地域同行型実地研修にてアドバイザーをされた方が対象となります。 ※前回主任更新研修(又は主任研修)修了年度の翌年度以降から、次回の主任更新研修受講申し込みまでに、アドバイザーをされた方が対象となります。 なお、他府県での地域同行型実地研修(同様な研修)については、認めません。</p>	<p>・滋賀県社会福祉協議会 福祉研修センターから事業所に発行される「実習生決定通知書」をご提出してください。 ・滋賀県主任介護支援専門員地域同行型実地研修の全講座の受講証明書</p>

※1 提出書類等は、滋賀県及び滋賀県介護支援専門員連絡協議会等に確認します。なお、提出書類は返却しません。

受講要件②（地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に
年4回以上参加したもの）を満たす研修例

実施団体	研修名	受講対象者
日本協会	介護支援専門員生涯学習体系実践者レベル および 介護支援専門員生涯学習体系指導者レベル	介護支援専門員
	ワークサポートケアマネジャー養成研修	介護支援専門員
	ワークサポートケアマネジャーフォローアップ研修	ワークサポートケアマネジャー
	災害支援ケアマネジャー養成研修	介護支援専門員
	災害支援ケアマネジャーフォローアップ研修	災害支援ケアマネジャー
	災害支援コーディネーター育成研修	災害支援ケアマネジャー
	メディカルケアマネジャー養成研修	介護支援専門員
	講師指導者養成研修	介護支援専門員
	資質向上のための研修	介護支援専門員
	介護支援専門員倫理綱領研修	介護支援専門員
	居宅介護支援事業所に勤務する介護支援専門員を対象とした研修会	介護支援専門員
	「地域包括支援センターにおける主任介護支援専門員の業務について」研修会	介護支援専門員
	施設ケアマネジメント実務の手引き研修会	介護支援専門員
	小規模多機能型居宅介護におけるケアマネジメントの手引き研修会	介護支援専門員
	認知症対応型共同生活介護におけるケアマネジメントの質の向上に資する研修会	介護支援専門員
	BCP策定研修	介護支援専門員
	介護支援専門員の効果的な人材確保の取り組みに関する研修会	介護支援専門員
	日本介護支援専門員協会近畿ブロック研究大会	介護支援専門員
	日本介護支援専門員協会全国大会	介護支援専門員
	その他、日本協会主催の介護支援専門員対象の研修会	介護支援専門員
滋賀県介護支援専門員連絡協議会	滋賀県主任介護支援専門員フォローアップ研修	介護支援専門員
	滋賀県主任介護支援専門員地域同行型実地研修	主任介護支援専門員
	滋賀県主任介護支援専門員指導者養成研修	介護支援専門員
	総会記念講演会	介護支援専門員
	事業種別介護支援専門員研修会（介護保険施設・認知症共同生活介護計画作成者研修会）	介護支援専門員
	事業種別介護支援専門員研修会（地域包括支援センター）	介護支援専門員
	研究大会	介護支援専門員
	第23回近畿ブロック研究大会 in しが	介護支援専門員
	適切なケアマネジメントの基本的な考え方研修(R5)	介護支援専門員
	適切な記録の書き方研修会(R5)	介護支援専門員
	記録の書き方～F-SOIP～研修(R6)	介護支援専門員
	ケアプラン作成研修会(R5)	介護支援専門員
	ケアプラン点検及び適切なケアマネジメント手法の施設ケアプランへの活用(R7)	介護支援専門員
	相談援助技術研修会(R5. R6)	介護支援専門員
	演習で学ぶ相談援助の基本知識と技術(R7)	介護支援専門員
	意思決定支援研修(R5. R6)	介護支援専門員
	BCP策定研修(R5)	介護支援専門員
	成年後見制度研修(R5)	介護支援専門員
	家族支援研修(R5)	介護支援専門員
	多職種で栄養を考える研修会(R5. R6)	介護支援専門員
	生産性向上研修会(R7)	介護支援専門員
	介護予防ケアプラン作成研修会 および 介護予防ケアプラン作成における指導者向研修会(R6)	介護支援専門員
	ケアマネジメント研修(R6)	介護支援専門員
	薬剤師とケアマネジャーの勉強会(R6)	介護支援専門員
	その他、滋賀県介護支援専門員連絡協議会主催の研修会	介護支援専門員

各圏域ブロック主催の介護支援専門員対象の研修会		介護支援専門員
市 町	入退院支援にかかる病院・介護支援専門員合同研修会（近江八幡市）	介護支援専門員
	主任介護支援専門員研修会（大津市）	主任介護支援専門員
	居宅介護支援事業所研修会（長浜市）	介護支援専門員
	居宅介護支援専門員研修会（米原市）	介護支援専門員
	地域ケア会議推進事業介護支援専門員向け研修「動機付け面接」（彦根市）	介護支援専門員
	ケアマネジメント研修会（近江八幡市）	介護支援専門員
	その他、各市町主催の介護支援専門員対象の研修会	介護支援専門員
<p>研修として認めるのは、介護支援専門員連絡協議会（日本協会、近畿、県、圏域ブロック）、日本ケアマネジメント学会、地域包括支援センター・国・県・市・町、社会福祉協議会等が実施した介護支援専門員を主な対象とするものであり、介護支援専門員業務の質の向上に資するもののみとします。</p>		

受講要件②（地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に
年4回以上参加したもの）を満たさない研修例

実施 団体	研修名	受講対象者	(非該当理由)
県	認知症にかかる医療と介護の滋賀県大会	医療・介護・保健・福祉 教育・行政関係者	受講対象者の幅が広く、介護支 援専門員が主とはいえないため
	在宅医療セミナー	医師	介護支援専門員対象でないため
	医療福祉・在宅看取りの地域創造会議 ワーキンググループ会議	医療・保健・福祉・介護 等従事者	受講対象者の幅が広く、介護支 援専門員が主とはいえないため
	介護分野で働く「滋賀の福祉人」研修	介護分野で働く人	受講対象者の幅が広く、介護支 援専門員が主とはいえないため
市町	認知症研修会	医療・保健・福祉・介護 等従事者	受講対象者の幅が広く、介護支 援専門員が主とはいえないため
	民生委員・ケアマネ交流会	民生委員・介護支援専門 員	交流会は対象外
	居宅介護支援業者連絡調整会議 事例検討会	介護支援専門員	会議、事例検討会は対象外
	居宅介護支援業者連絡調整会議 市内薬剤師との情報交換会	介護支援専門員・薬剤師	会議、情報交換会は対象外
	認定調査員研修	医療・保健・福祉・介護 等従事者	受講対象者の幅が広く、介護支 援専門員が主とはいえないため
	自立支援会議	医療・保健・福祉・介護 等従事者	受講対象者の幅が広く、介護支 援専門員が主とはいえないため
	意思決定支援研修会	医療・福祉・行政機関	受講対象者の幅が広く、介護支 援専門員が主とはいえないため
	介護・医療合同研修会	医療・保健・福祉・介護 等従事者	受講対象者の幅が広く、介護支 援専門員が主とはいえないため
保健所	地域多職種連携研修会	医療・保健・福祉・介護 等従事者	受講対象者の幅が広く、介護支 援専門員が主とはいえないため
	脳卒中地域連携研修会	医療・保険・福祉・介護 関係者	受講対象者の幅が広く、介護支 援専門員が主とはいえないため
その他	認定社会福祉士特別研修	社会福祉士	介護支援専門員対象でないため
	相談支援従事者初任者研修	相談支援専門員	介護支援専門員対象でないため
	三方よし研究会	医療・保健・福祉・介護 等従事者	受講対象者の幅が広く、介護支 援専門員が主とはいえないため
	ことう地域チームケア研究会	医療・保健・福祉・介護 等従事者	受講対象者の幅が広く、介護支 援専門員が主とはいえないため
	「滋賀の福祉人」研修（社会福祉分野共通）	福祉分野で働く人	受講対象者の幅が広く、介護支 援専門員が主とはいえないため
	主任介護支援専門員ステップアップ研修（有 志）	主任介護支援専門員	有志開催の研修会は、個人での 学習会となるため
	滋賀県介護サービス事業者協議会 管理者研 修	事業所の管理者	受講対象者の幅が広く、介護支 援専門員が主とはいえないため

非該当となる研修会等は、地域包括支援センターが開催する地域ケア会議や事例検討会、他法人が運営する居宅介護支援事業所と共同して開催する事例検討会・研修会、事業所内研修、地域包括支援センター職員対象研修（介護予防プラン作成及びケアマネジメントに関する研修は除く）。また、多職種連携懇談会・多職種連携研究会・多職種連携事例検討会・多職種連携会議及び市民講座のように専門職向けでない内容のもの、内容が意見交換や情報共有のみの研修。

滋賀県 介護支援専門員法定研修の一部が 教育訓練給付制度の対象となりました



教育訓練給付制度とは

働く方々の主体的な能力開発やキャリア形成を支援し、雇用の安定と就職の促進を図ることを目的として、厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した際に、受講費用の一部が支給される制度です。

特定一般教育訓練…最大で受講費用の50%（上限25万円）

一般教育訓練…最大で受講費用の20%（上限10万円）

支給対象となる滋賀県介護支援専門員法定研修

研修名	教育訓練の種類	指定番号
実務研修	特定一般教育訓練	2522004-2420013-2
更新研修Ⅱ（実務未経験）	特定一般教育訓練	2522004-2420023-5
再研修	特定一般教育訓練	2522004-2420033-8
現任研修（専門課程Ⅰ）	特定一般教育訓練	2522004-2520013-2
更新研修Ⅰ（専門課程Ⅰ）	一般教育訓練	2522004-2510022-5
主任介護支援専門員更新研修	特定一般教育訓練	2522004-2520023-2

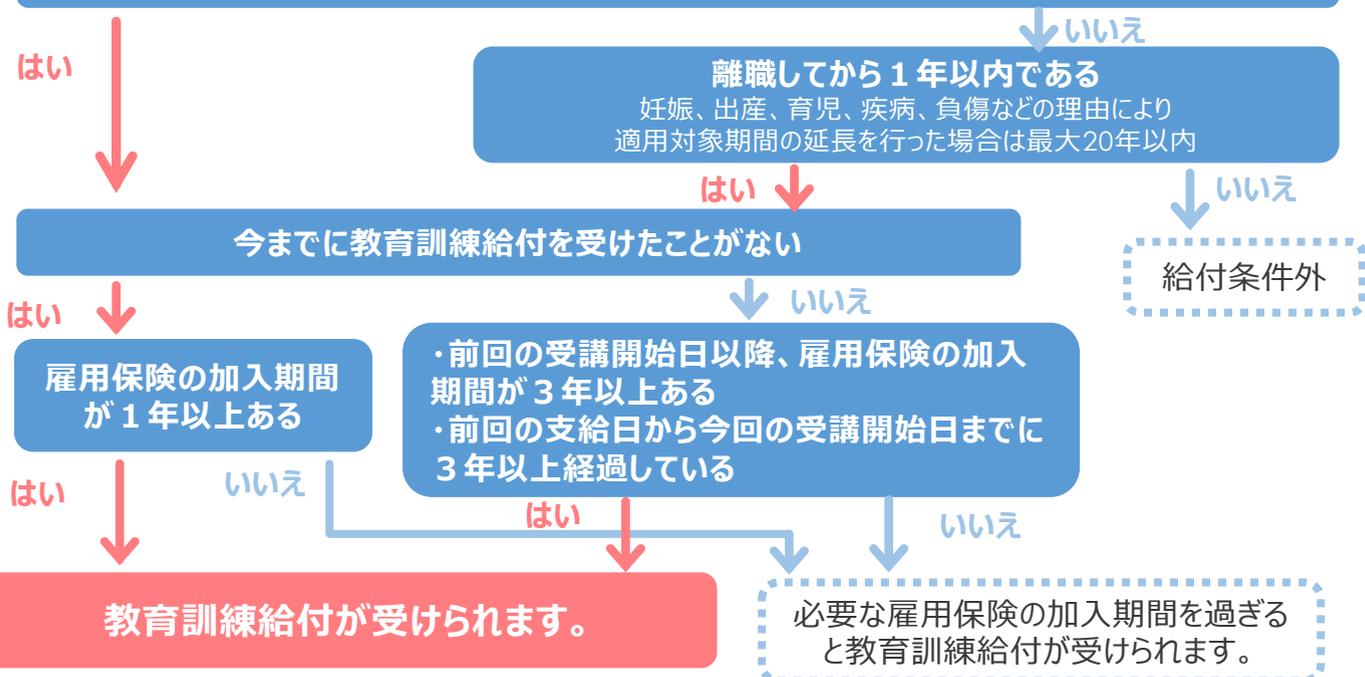
※主任介護支援専門員研修につきましては、滋賀県社会福祉協議会へお問い合わせください。

給付条件

教育訓練給付を受けるには条件があります。パート・アルバイト・派遣労働者の方も対象です。

※自己負担額が20,005円を下回る場合は支給対象になりません。

受講開始日時点で、在職中で雇用保険に加入している



ハローワークで支給要件の照会ができます。制度の詳細はお住まいの地域のハローワークにお問い合わせください。

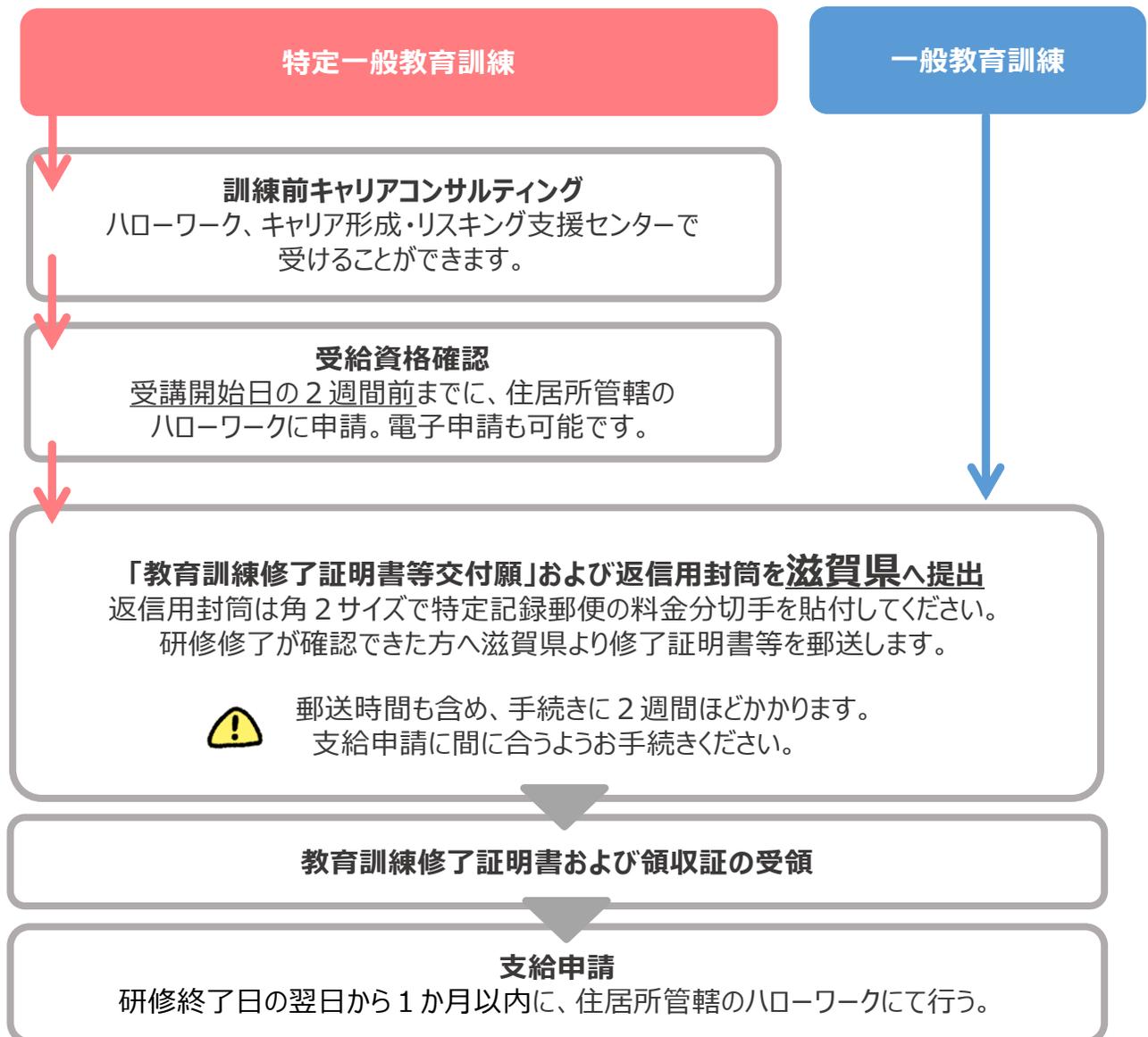
給付手続き

支給申請は、**研修修了日の翌日から起算して1か月以内に、住居所管轄の公共職業安定所（ハローワーク）で行う必要があります。**

また、**申請に必要な書類は各自でご用意いただく必要があるため**、制度チラシや厚生労働省HPをご確認いただき、詳細については管轄の公共職業安定所（ハローワーク）にお問い合わせください。



手続きの流れ ※申請を希望される方は必ずご確認ください



※給付条件や手続きの詳細内容は、住居所を管轄するハローワークへお問い合わせください。



重要なお知らせ

令和8年3月31日で滋賀県収入証紙が
廃止となります。

収入証紙の販売・使用は令和8年3月31日まで
未使用収入証紙の還付(払戻)は令和13年3月31日まで

令和8年4月1日以降、
滋賀県介護支援専門員の各種申請に係る手
数料の支払い方法が変わります。

○滋賀県収入証紙を用いた、介護支援専門員
に関する申請は、令和8年3月31日必着で
お願いします。

○滋賀県介護支援専門員の各種申請に係る手数
料の支払い方法について、随時、滋賀県ホームペ
ージ「介護支援専門員について」を更新するので、
ご確認ください。

ホームページはこちらから
ご確認ください。

